

ミャンマー連邦

第1章 法と規則	1
1. 特許・意匠	1
2. 商標	2
3. 地理的表示	4
4. 著作権	5
5. 不正競争防止	5
6. 営業機密	6
7. 集積回路の回路配置	6
8. 植物品種	6
9. 伝統的な知識・民間の伝承・遺伝子	7
10. エンフォースメントに関する他の法律	7
第2章 手続に関する説明	8
1. 特許及び意匠の保護手続	8
2. 商標の保護手続	9
3. 特許・意匠・商標の保護手続のフローチャート	12
第3章 権利行使の手続	13
1. 刑事上の権利行使	13
2. 民事上の権利行使	13
3. 税関での取締り	13
第4章 知的財産に関する統計	14
1. 特許所有宣言登録件数(推計)	14
2. 意匠所有宣言登録件数(推計)	14
3. 商標所有宣言登録件数(非公式統計)	14
4. 権利行使の統計(統計なし)	14
第5章 知的財産関係官庁	15
1. 登録関係官庁	15
2. 権利行使関係官庁	15
第6章 知的財産法律事務所情報	16

ミャンマー連邦

第1章 法と規則

1. 特許・意匠

1) 根拠法

1945年ミャンマー特許・意匠（緊急規定）法（Myanmar Patents and Designs (Emergency Provisions) Act）（ただし、未発効）

1994年科学技術開発法（Science and Technology Development Law）

1908年登録法（Registration Act）第18条(f)、登録監察官登録命令第13号（Registration Direction 13 of the Inspector general of Registration）

備考：小特許（実用新案）に関する法律なし。

法整備状況

ミャンマー知的財産法（IP Laws）は、法案作成段階で、そこには特許及び意匠に関する法が含まれている。小特許（実用新案）は含まれていない。

政府主導で法務長官室（Office of Attorney-General）が法案作成している。現在、弁護士等の専門家と科学技術省との共同で、第10版となる草案が検討されており、2013年7月（WTO期限）までの公布に向け国会提出を目指している。

2) 一般規定

定義

情報なし。

特許性

保護請求にあたり、特許要件は次のとおり。

- *新規性
- *進歩性
- *産業上の利用可能性

非特許性

以下に該当する発明は、特許の対象とならない。

- *発見、科学の理論及び数学的方法
- *植物品種又は動物種、若しくは植物又は動物の生産に係る本質的に生物学的な方法
- *事業活動の遂行に関する計画、法則又は方法、精神的活動

優先権の原則

発明及び意匠の優先権の判断においては、「先使用」の原則が採用されており、最初の使用者が優先して登録する権利を持つ。

保護制度

ミャンマー特許・意匠（緊急規定）法は、1994年に可決されたが、未だに発効していない。そのため、ミャンマーには、特許及び意匠としての保護は存在しない。

しかし、特許権及び意匠権は、登録法第18条(f)及び登録命令第13号に基づく農業灌漑省土地記録局の権利・保証登録官室（Office of Registrar of Deeds and Assurances）への所有権宣言（Declaration of Ownership）による登録によって原則的には保護される。なお、登録に関するミャンマー政府公報発行等はない。

さらに、特許又は意匠を含む知的財産の保護対策として、警告通知 (Cautionary Notice) の現地紙への掲載という方法が一般的に存在する。警告通知の掲載は強制ではないが、発明や意匠の所有権を公衆に知らしめることができ、詐称通用や侵害行為の防止に役立つ。裁判所は、登録だけでなく現地紙への掲載も十分な証拠と判断する。

保護期間

特許又は意匠の保護期間について定めた具体的な規定はない。

権利の維持、更新、年金

権利の維持、更新又は年金について定めた具体的な規定はない。従って、登録者は、年間登録料や更新料を支払う必要は法律上はない。

しかし、実務上、国民意識の向上や権利侵害防止のため、以下のような再登録、再掲載などを通常3年に一度行うという方法もある。

- * 宣言書の再登録
- * 現地日刊紙又は週刊誌への再掲載
- * 上記の両方

登録によって付与される権利

所有権宣言による登録は、特許又は意匠の所有者にとってミャンマーで権利保護を求めうる唯一の手段である。

権利の制限

該当規定なし。

権利の終了

該当規定なし。

取消

該当規定なし。

強制実施許諾

該当規定なし。

2. 商標

1) 根拠法

ミャンマーにおける商標登録に関しての特定の法律はないが、商標保護はコモンローの原則に基づき存在する。

1908年登録法第18条(f)及び登録命令第13号

1889年商品標章法 (Merchandise Marks Act)

法整備状況

現在法案作成中のミャンマー知的財産法には、商標法が含まれる。

政府主導で法務長官室によって既に新法の草案が作成されている。現在、弁護士等の専門家と科学技術省との共同で、第10版となる知的財産法草案が検討されており、2013年7月 (WTO期限) までの施行に向け国会提出を目指している。

2) 一般規定

ミャンマーでは、以下の2種類の標章の保護が可能である。

- * 商標
- * サービスマーク

定義

「標章」は、図案、ブランド、表題、ラベル、札、名称、署名、語句、文字又は数字、若しくはこれらの組み合わせを含む。

「商標」は、商品に関連して使用される又は使用することが意図される標章で、取引において、当該商品と所有者又は登録使用者として当該標章を使用する権利を有する者との関係の表示を目的とするか、このような関係が表示されるものを行い、当該権利を有する者の身元が特定されるかどうかを問わない。

商標の登録要件

商標法は現在施行されていないが、ミャンマー刑法 (Penal Code) 第 478 条において以下のような規定がある。

- 物品が特定の者の製造物又は商品であることを示すため使用する標章を商標という。
- 当該標章は、商標所有者の物品と他者の物品の区別という意味において、「識別性」がなければならない。

商品に関連して使用される商標のうち、既に他者によって使用されている商標を侵害しないものは、その登録が可能である。

商標として登録できないもの

該当規定なし。ただし、例えば国際機関の名称、旗及び表象、国家又は地域の旗などは登録できない。

優先権の原則

商標の優先権の判断においては、「先使用」の原則が採用されており、最初の使用者が優先して登録する権利を持つ。

保護制度

①商標・サービスマーク登録

ミャンマーでは、商標法が制定されていないが、登録法第 18 条(f)及び登録命令第 13 号に基づく権利・保証登録官室への所有権宣言によって、商標やサービスマークを登録することができる。ミャンマー政府による商標公報等の発行はない。

②警告書の掲載

一般的な商標の保護対策として、登録後 3 年毎の現地英字紙への警告通知 (Cautionary Notice) の掲載という方法が確立されている。

警告通知の掲載は強制ではないが、商標の所有権を公衆に知らせることができ、詐称通用や侵害行為の防止に役立つ。ミャンマーにおいて商標の所有権を取得するためには、現地紙への警告通知の掲載が不可欠且つ有用である。また、詐称通用や侵害に対する訴訟の際、裁判所は、登録や実際の使用だけでなく現地紙への掲載も十分な証拠と判断する。

警告通知には、商標又はサービスマーク所有者の名称、商標又はサービスマークの見本、ミャンマー登録番号、標章にかかる商品又は役務、不正模倣や無許可使用が法律によって処分されるとの警告を記載する。

③商標の使用

商標の使用は、所有権の確立のため重要である。商標の所有権は、その使用開始時点で発生する。登録商標は先使用者によって異議を申し立てられる場合もある。

④周知商標

周知商標の保護に係る規定はない。周知商標についても、登録法第 18 条(f)及び登録命令第 13 号に基づく登録が必要となるが、広く使用されている標章よりも、周知商標の保護範囲の方が広い。

保護期間

商標登録の有効期間又は保護期間について定めた規定はない。しかしながら、商標権は、商標権者が他者による当該商標の使用を許可するか、他者による侵害又は無許可使用を黙認するまで存続する。

商標権は、登録日ではなく、実際の使用日に発生する。

商標登録は一般的な登録法に準拠するが、この法律には更新に関する規定がない。

商標登録の更新

商標登録の更新に関する規定はない。ミャンマーでは、登録更新は任意であるが、更新することが望ましい。3年毎に登録を更新すると、訴訟が生じた際に、商標又はサービスマークについての所有者の立場や所有権が安定すると考えられている。

実務上、登録更新は、以下の何れかの方法で、一般には3年に一度行われる。

- * 所有権宣言の再登録
- * 現地日刊紙又は週刊誌への再掲載
- * 上記の両方

また、3年毎の再登録は、所有者による継続的な商標又はサービスマークの使用を示すことにもなる。再登録は、権利・保証登録官室で行うことができる。

登録によって付与される権利

商標登録によって、商標所有者は、公衆に対し誤解を生じさせるような、同一の商標を用いた類似商品による詐称通用をした者に対し、法的措置をとることが可能となる。所有権宣言は、侵害訴訟の前提条件であり、また訴訟において商標使用の強力な証拠となる。さらに、所有者が商標の権利発生を主張する意思を示した日の判断に役立つ。

具体的には以下の権利が与えられる。

- * 法的権利を行使する権利
- * 損害賠償を請求する権利
- * 差止命令を求める権利
- * 刑事告訴する権利

権利の制限

規定なし。

権利の終了

商標の所有権は、所有者が他者による当該商標の使用を許可するか、他者による侵害又は無許可使用に抗議しないときまで存続する。

強制実施許諾

規定なし。

取消

先使用者の権利との対立が生じる場合、先使用者は、裁判所に対し登録商標の取消を請求する権利を有する。

3. 地理的表示

1) 根拠法

該当法令なし。

法整備状況

現在作成中のミャンマー知的財産法には、商標法が含まれ、地理的表示は商標法に盛り込まれる見込みである。

政府主導で法務長官室によって既に新法の草案が作成されている。現在、弁護士等の専門家と科学技術省との共同で、第10版となる知的財産法草案が検討されており、2013年7月（WTO期限）までの施行に向けた国会提出を目指している。

2) 一般規定

定義

情報なし。

保護期間

情報なし。

登録によって付与される権利

情報なし。

権利の除外

情報なし。

4. 著作権

1) 根拠法

1911年ミャンマー著作権法（Myanmar Copyright Act）（1914年施行）

1996年テレビ・ビデオ法（Television and Video Law）

1996年映画法（Motion Picture Law）

2002年マネーロンダリング規正法（Control of Money Laundering Law）

1994年科学技術開発法

法整備状況

現在作成中のミャンマー知的財産法案には、著作権法が含まれる。

政府主導で法務長官室によって既に新法の草案が作成されている。現在、弁護士等の専門家と科学技術省との共同で、第10版となる知的財産法草案が検討されており、2013年7月（WTO期限）までの施行に向け国会提出を目指している。

2) 一般規定

著作物を創作した時点でミャンマーの居住者又は国民であった個人は、文学作品、音楽作品、演劇作品又は芸術作品に対して自動的に与えられる著作権による保護を享受することができる。著作権は、ミャンマーで最初に作品を公表した者に対して自動的に与えられる。

著作権の対象となる著作物は自動的に保護され、著作権を登録する必要はない。

定義

情報なし。

保護期間

著作権による保護期間は、著作者の存命中とその死後50年間である。

登録によって付与される権利

情報なし。

権利の除外

情報なし。

5. 不正競争防止

1) 根拠法

関連法令なし。

刑法及び民法に基づき執行される。現在、ミャンマー知的財産法草案が作成中であるが、不正競争防止に関する法律の草案はまだ作成されていない。

2) 一般規定

定義

情報なし。

保護期間

情報なし。

登録によって付与される権利

情報なし。

権利の除外

情報なし。

6. 営業秘密**1) 根拠法**

根拠法令なし。

法整備状況

現在作成中のミャンマー知的財産法には、商標法が含まれる。営業秘密は商標法に織り込まれる可能性がある。

政府主導で法務長官室によって既に新法の草案が作成されている。現在、弁護士等の専門家と科学技術省との共同で、第10版となる知的財産法草案が検討されており、2013年7月までの施行に向け国会提出を目指している。

2) 一般規定**定義**

情報なし。

保護期間

情報なし。

登録によって付与される権利

情報なし。

権利の除外

情報なし。

7. 集積回路の回路配置**1) 根拠法**

根拠法令なし。著作物として著作権法を適用し、設計者が、ミャンマー国内で開発した場合、著作権法その他民法関連規定を適用することができる。

2) 一般規定**定義**

情報なし。

保護期間

情報なし。

登録によって付与される権利

情報なし。

権利の除外

情報なし。

8. 植物品種**1) 根拠法**

根拠法令なし。

法整備状況

現在作成中のミャンマー知的財産法には、特許法が含まれる。植物品種は特許法に織り込まれる見込である。

政府主導で法務長官室によって既に新法の草案が作成されている。現在、弁護士等の専門家と科学技術省との共同で、第10版となる知的財産法草案が検討されており、2013年7月までの施行に向けた国会提出を目指している。

2) 一般規定

定義

情報なし。

保護期間

情報なし。

登録によって付与される権利

情報なし。

権利の除外

情報なし。

9. 伝統的知識・民間伝承・遺伝資源

1) 根拠法令

現在作成中のミャンマー知的財産法に、これらの一部が含まれる可能性がある。

政府主導で法務長官室によって既に新法の草案が作成されている。現在、弁護士等の専門家と科学技術省との共同で、第10版となる知的財産法草案が検討されており、2013年7月までの施行に向けた国会提出を目指している。

10. その他権利行使関連法

民法

刑法

海上関税法 (Sea Customs Act)

侵害に対する保護を受けるため、以下のような法律の適用も可能である。

特別救済法 (Specific Relief Act) 第54条

1962年印刷人・発行人登録法 (Registration Law for Printers and Publishers) の著作権関連規定

テレビ・ビデオ法

コンピュータ科学技術法 (Computer Science Development Law)

科学技術開発法

1889年ミャンマー商品標章法 (Merchandise Marks Act)

第2章 手続に関する説明

1. 特許及び意匠の保護手続

現時点では、特許及び意匠に関する具体的な法律は施行されていない。施行までの期間においては、1908年登録法第18条(f)及び登録監察官（Inspector General of Registration）命令第13号に基づく、農業灌漑省（Ministry of Agriculture and Irrigation）土地登録局（Settlement and Land Record Department：SLRD）権利・保証登録官又は登録官補（Sub-register）室への特許及び意匠の所有権宣言が可能である。

出願

特許又は意匠の登録出願にあたっては、以下のような情報・書類が要求される。

①基本情報

発明・意匠の名称
出願人の氏名・住所・国籍
発明者の氏名・住所・国籍
詳細を記載した明細書、請求項、必要図面
最初の出願の出願国・出願内容の詳細

②出願人の署名のある委任状（所有者が同じであれば、複数の特許又は意匠でも、1通の委任状で可）。外国人の場合、委任状は、公証の上、ミャンマー大使館・ミャンマー領事館・副領事館・ミャンマー政府代表機関による認証を受けなければならない。

③出願人の署名のある特許又は意匠の所有権宣言

所有権宣言と委任状の署名者は同一でなければならない。
各発明又は意匠につき1通の所有権宣言が要求される。
出願人が発明者でない場合、どのようにして出願人が発明者より特許を受ける権利を取得したかについての説明（通常は、雇用）が要求される。
発明者から出願人への譲渡書の提出は必要ない。
外国で既に登録している場合は、所有権宣言に、登録番号、登録国、発明の背景の詳細を添付しなければならない。

④外国の特許写し（ある場合）

出願人

情報なし。

言語

出願書類は英語で作成しなければならない。英語から現地語への翻訳は不要である。

優先権主張

ミャンマーは関連条約に加盟していないため、特許又は意匠について条約上の優先権を主張することはできない。

手続き（別記のフローチャート参照）

①出願様式及び署名済みの委任状と所有権宣言の原本を権利・保証登録官室に提出する。

②登録手続後、出願日及び登録日と合わせて、所有権宣言に登録番号が付与される。

③出願書類及び所有権宣言書は、提出後4～6週間以内に、所定の公印押印と表示がされ、ミャンマー国内の代理人へ返送される。これらが登録の証明書の原本の役割を果たす。

警告通知の掲載

警告通知の掲載は、義務ではなく法律上にも規定されていないので、あくまでミャンマーにおける実務上の慣行ではあるが、所有者は、関連法令が整備されるまで、詐称通用や侵害に対する特許所有者の権利について公衆に再認識させるため、登録後、時をおかず、現地紙に警告通知を掲載することが望ましい。

通常は、国民意識を持続させるため、3～5年毎に警告が掲載される。

第三者は、警告通知で主張される所有権に対し不服を申し立て、裁判所へ登録の取消を請求する権利を有する。

警告通知の掲載は、特許において重要な役割を果たしており、訴訟が生じた際の特許の所有権の判断においては、警告掲載が重要視される。現地紙への警告通知の掲載及び登録更新は3年毎に行うことが望ましい。

異議申立・取消手続

特許及び意匠登録に対する異議申立手続は定められていない。

特許又は意匠の所有権を主張する警告通知が掲載された後、第三者は、裁判所へ登録への反論の申立をし、裁判所より登録取消命令を取得することによって、特許又は意匠の登録を無効にすることができる。

敗訴側当事者は、控訴裁判所へ控訴することができる。

審査不服申立手続

特許、意匠ともに審査がないため、審査結果に対する不服申立の手続はない。

審査

ミャンマーには、特許に関する法律がなく、特許国際出願制度へも未加入である。従って、国際出願制度に基づく実体審査等の手続は確立されていない。

特許取得までの所要期間

出願日から約4～6週間後に、登録担当所管 (Registry Office) から現地の代理人へ登録証明書 (押印等された所有権宣言書及び出願書類の原本) が送付される。

補正

該当規定なし。

譲渡

該当規定なし。

実施許諾

該当規定なし。

2. 商標の保護手続

前政権時代に、ビルマ商標法という法律の草案が作成されていたが、施行には至っていない。正式に法律が施行されるまでの期間においては、1908年登録法第18条(f)及び登録監察官命令第13号に基づく、農業灌漑省土地登録局内の権利・保証登録官室又は登録官補室への商標の所有権宣言によって、正式な記録としての登録が可能である。

出願

商標の登録出願にあたっては、以下のような情報・書類が要求される。

- ①出願人の署名のある委任状 (同一の出願人であれば、複数の出願でも、1通の委任状で可)。外国人の場合、委任状は、公証の上、ミャンマー大使館・ミャンマー領事・副領事館・ミャンマー政府代表機関による認証を受けなければならない。

②出願人の署名のある商標所有権宣言（宣言の内容に関する具体的な必要事項はないが、少なくとも以下の内容を記載する必要がある。）

商標又はサービスマークの所有者であることの宣言

商標又はサービスマークが使用される商品・役務（ニース国際分類にほぼ準拠）

文字又は図案の使用を含め、商標の詳細

所有者がミャンマーにおいて商標又はサービスマークの独占的権利を主張することの宣言

*所有権宣言と委任状の署名者は同一でなければならない。

*各商標につき1通の所有権宣言が要求される。

③過去にミャンマーで宣言を登録している場合は、その写しを添付する。

④以下の事項も要求される。

出願人の氏名（又は名称）・住所（又は登記上の住所）・国籍、保護を
求める商品・役務の明細の記載

登録する標章の分かりやすい見本6部

英語以外の語句を含む標章の場合、認証付きの音訳及び翻訳

*商品・役務の分類制度はない。

出願人

ミャンマーで商品の販売に関連して最初に標章を使用した者が商標登録出願を行う権利を有する。

外国の出願人（個人又は法人）は、ミャンマー国内に居住する代理人を通じて出願を行うことができる。

書類提出期限

商標の所有権宣言及び委任状は、所有権宣言の署名日から4か月以内に提出すること。

言語

出願書類は英語で作成しなければならない。英語から現地語への翻訳は不要である。

優先権主張

ミャンマーは関連条約に加盟していないため、商標について条約上の優先権を主張することはできない。

商標調査

登録番号や登録年でミャンマーでの商標を調査することは可能である。登録番号や登録年が不明であれば、調査はほぼ不可能である。

ステップと手続き（手続きの流れは特許・意匠と全く同様である。）

①出願様式及び署名済みの委任状と所有権宣言の原本を権利・保証登録局に提出する。

②登録手続後、出願日及び登録日と合わせて、所有権宣言に登録番号が付与される。

③出願書類は、提出後4～6週間以内に、所定の公印押印と表示がされ、ミャンマー国内の代理人へ返送される。これらが登録の証明書の役割を果たす。

警告通知の掲載

警告通知の掲載は、義務ではなく法律上にも規定されていないので、あくまでミャンマーにおける実務上の慣行ではあるが、所有者は、関連法令が整備されるまで、詐称通用や侵害に対する商標所有者の権利について公衆に再認識させるため、登録後、時をおかず、現地紙に警告通知を掲載することが望ましい。

通常は、国民意識を持続させるため、3～5年毎に警告が掲載される。

第三者は、警告通知で主張される所有権に対し不服を申し立て、裁判所へその取消を請求する権利を有する。

警告通知の掲載は、商標において重要な役割を果たしており、訴訟が生じた際の商標の所有権の判断においては、警告掲載が重要視される。

現地紙への警告通知の掲載及び登録更新は3年毎に行うことが望ましい。

登録異議申立・取消手続

登録異議申立に関する該当規定はない。商標法が未制定のため、登録局における審査の手続はない。

商標の所有権を主張する警告通知が掲載された後、第三者は、裁判所へ反論の申立をし、裁判所より登録取消命令を取得することによって、商標の登録を無効にすることができる。

裁判の敗訴側当事者は、控訴裁判所へ控訴することができる。

審査不服申立手続

商標審査制度がないため、審査結果に対する不服申立の手続はない。

証明書取得までの所要期間

出願日から約4～6週間後に、土地登録局権利・保証登録官室から現地の代理人へ登録証明書が送付される。

商標所有権の変更又は譲渡

登録名義の変更についての該当規定はないが、商標所有権の移転の登録は可能である。さらに現地紙への掲載も望ましい。

移転の登録は、両当事者によって正式に署名された譲渡証書の登録によって行うことができる。

移転の登録においては、以下のような書類が要求される。

- * 譲渡宣言書又は譲渡証書（署名の上、公証、関係国のミャンマー大使館認証）
- * 譲渡人の委任状（署名の上、公証と）
- * 被譲渡人の委任状（署名の上、公証）
- * 商標見本及びその印刷物

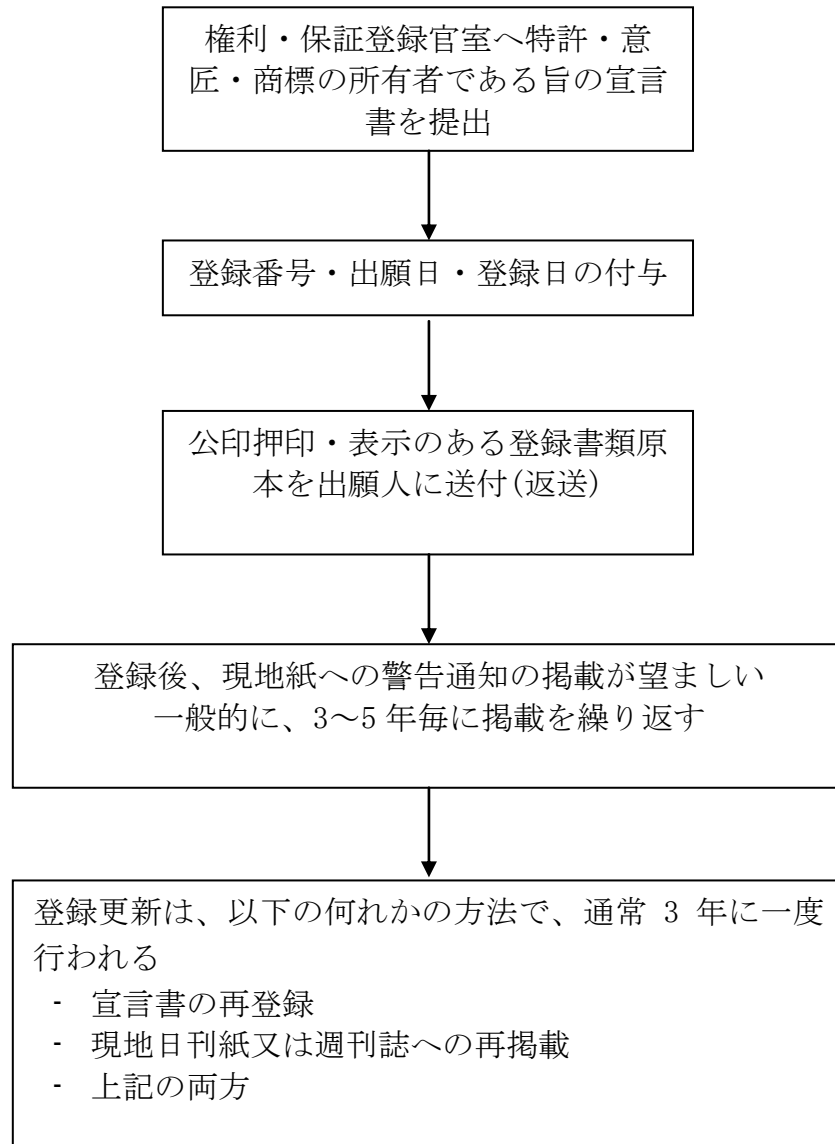
書類提出期限

譲渡宣言書又は譲渡証書及び委任状は、譲渡の署名日から4か月以内に提出すること。

使用許諾

商標及びサービスマークの使用許諾は認められる。登録及び掲載が望ましい。使用許諾の登録は、両当事者によって正式に署名された許諾書の登録によって行うことができる。

3. 特許・意匠・商標の保護手続のフローチャート



注記：特許・意匠・商標の登録は登録庁への出願登録ではなく、権利者であることを宣言し、その宣言書を農業灌漑省土地記録局(SLRD)権利保証登録官室又は登録官補室に登録するというやり方で行われ、特許・意匠・商標とも、手続き的には全く同様の流れである。

第3章 権利行使の手続

1. 刑事上の権利行使

刑法（刑事法典）の下、商標の侵害及び詐称通用に対する刑事告訴が可能である。商標侵害事件は、刑法により訴追される。商標侵害に関連する規定は、主に刑法第478条から第489条までに含まれる。

商標所有者は、刑法に基づき、虚偽商標の使用、商標の模倣、商標模倣のための手段の作成又は所持、模倣商標が付された商品の販売に対し刑事告訴することができる。刑事措置に法的根拠があれば、被害を受けた者は、警察署への第一報報告（First Information Report：FIR）の届出、又は、郡区裁判所（Township Court）への提訴によって、刑事訴訟ができる。刑事訴訟に要する期間は、特に法的な論争が起こらなければ、約8～12か月である。

商標、財産標章（Property Mark）その他標章の権利を侵害する者に対しては、罰金から禁固刑3年までが科せられる。裁判所は、侵害商品の押収・破壊の許可を命じることができる。

類似の商品に付された違法標章によって公衆に混同を生じさせる詐称通用において、登録は第三者に対する訴訟時の証拠となり得る。

現在、特許に関する法律は施行されていない。過去に裁判での事例はない。特許侵害についても、特別救済法第54条の適用が可能である、との見方もある。

2. 民事上の権利行使

商標侵害に対する最も効果的な救済措置は、民法に基づく詐称通用訴訟である。ミャンマーには、商標の登録及び侵害訴訟に関する法律上の規定はないが、裁判所は詐称通用を不法行為として認識している。詐称通用は刑法第478条、商標侵害は特別救済法第54条及びミャンマー商品表示法に基づき、救済措置を求めることができる。

民事訴訟においては、事件の軽重に応じ、管轄の裁判所へ商標所有権確認訴訟、恒久的差止命令訴訟ができる。民事訴訟に要する期間は、特に法的な論争が起こらなければ、通常約1～2年である。恒久的差止命令訴訟中に、仮差止命令を請求することも可能である。民事上の救済措置には、差止命令（仮差止命令及び恒久的差止命令）、損害賠償等が含まれる。

民法において、侵害の挙証責任は申立人にある。申立人は証拠を収集し、裁判所へ提出しなければならない。

現在、特許に関する法律は施行されていない。過去に裁判での事例はない。特許侵害についても、特別救済法第54条の適用が可能である、との見方もある。

3. 税関での取締り

海上関税法第18条において、刑法における模倣商標又は商品標章法における虚偽表示がされた商品、ミャンマー国内での限度を超えて作成又は生産された商品、ミャンマー国内の製造者、販売業者又は取引業者の名称又は商標若しくはこれらに見せかけた名称又は商標を使用した商品の陸上又は海上による輸入は禁止される。

違反する者に対しては、次の処分がある。

- － 1千チャットを上限として、商品価額の3倍以下の罰金が科せられる。
- － 模倣品を差し止められる。
- － 違法に輸入された商品は没収される。

第4章 知的財産に関する統計

1. 特許所有宣言登録件数（推計）

注記： 特許所有宣言登録件数に関する統計はなく、ミャンマーの一法律事務所の推計によれば、2000年以降において年間50-200件である。

2. 意匠所有宣言登録件数（推計）

注記： 意匠所有宣言登録件数に関する統計はなく、ミャンマーの一法律事務所の推計によれば、2000年以降において年間10件程度である。

3. 商標所有宣言登録件数(非公式統計)

年	商標所有宣言登録件数(非公式)		
	国内	外国	合計
2005	2446	1330	3776
2006	2637	1518	4155
2007	1747	906	2653
2008	2857	1796	4653
2009	3961	1931	5892
2010	3821	2149	5970
2011	3048	2378	5426

注記： ミャンマーの商標所有宣言登録件数に関する統計はなく、上記はミャンマーの法律事務所による非公式統計である。

4. 権利行使の統計（統計なし）

刑事、民事、税関とも各年の権利行使関係の統計なし

第5章 知的財産関係官庁

1. 登録関係官庁

科学技術省 (Ministry of Science and Technology)

Nay Pyi Taw

Myanmar

Tel: (95) 67-404008

Fax: (95) 67-404009

URL: <http://www.most.gov.mm/>

E-mail: Most3@myanmar.com.mm

科学技術省はミャンマーの中核的な省として新規に設立された。しかし、登録局は現在まで設置されていない。

農業灌漑省土地記録局 (Settlement and Land Records Department)

Nay Pyi Taw

Myanmar

Tel: 067-410006

Fax: 067-410136

URL: <http://www.moai.gov.mm/>

<http://www.moai.gov.mm/index.php/ministry-of-agriculture.html>

<http://slrd.moai.gov.mm/>

<http://www.moai.gov.mm/index.php/contact/13-settlement-and-land-records-department.html>

特許・意匠・商標は、農業灌漑省土地記録局 (SLRD) 権利保証登録官室又は副登録官室にて、特許・意匠・商標の権利者宣言をすることにより登録される。

2. 権利行使関係官庁

情報なし

第6章 知的財産法律事務所情報

KHINE KHINE U

#205/5, Thirimingalar Housing, Asia World Building,
Strand Road, Ahlone Township 11121 Yangon, Myanmar

Tel.: (951) 212461

Fax: (951) 212461

E-mail: khineu@mptmail.net.mm

URL: www.KhineKhineU.com

Myanmar Trade Mark & Patent Law Firm

Rm. 304, 3rd Flr., Bldg. 567, MAC Tower 1
Kyauktada Tsp., Yangon, Myanmar

G. P. O Box: 666

Tel: (951) 254037

Fax: (951) 249850/376318

E-mail: mtpip@mptmail.net.mm

URL: www.myanmarpatent.com

【特許庁委託事業】

本レポートは、日本貿易振興機構が2013年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。